

Ⅲ-8

個別の教育支援計画をつくろう

(1) 個別の教育支援計画の意義

障がいのある児童生徒については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することが大切です。

平成29年告示の学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒全員について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が義務化されました。

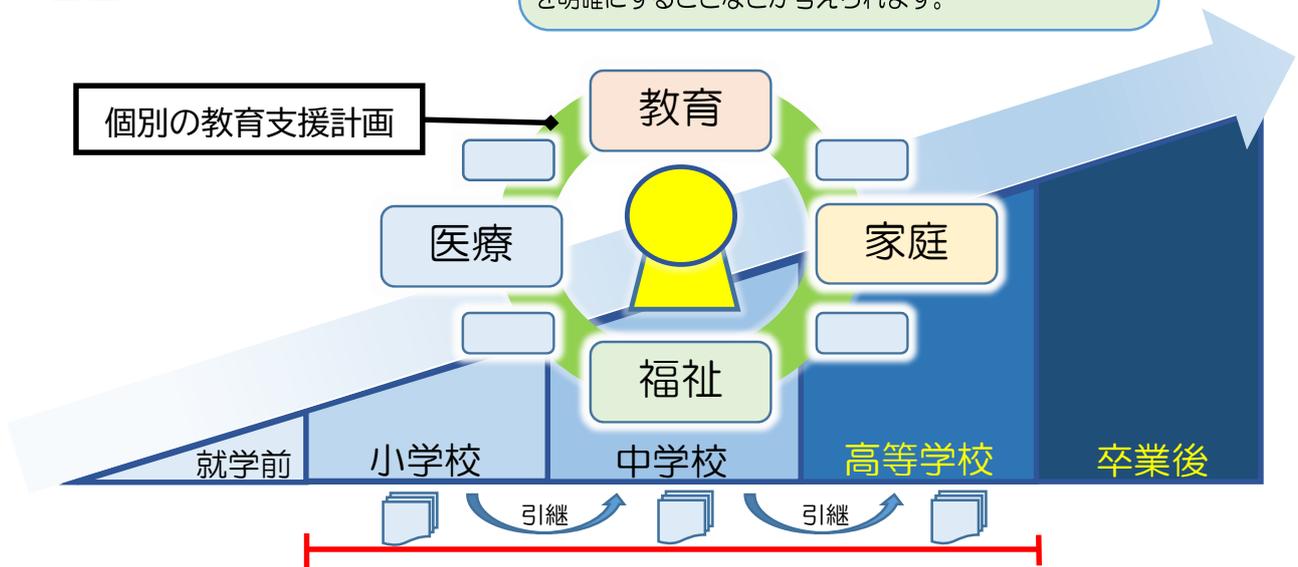
詳しくは

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説【総則編】P112



個別の教育支援計画は、どのように活用するのですか？

学校だけでなく、家庭、医療機関や福祉機関において、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることが考えられます。



就学前や卒業後の連携はどのようになっていますか？

例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から在学時、そして卒業後まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。



(2) 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。保存及び管理に当たっては、個人情報情報が漏えいしたり粉失したりすることがないように、適切に保存・管理することが大切です。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」文部科学省（平成30年8月27日）



令和3年6月に文部科学省から「[個別の教育支援計画の参考様式](#)」が示されました。各地域や学校で用いられている個別の教育支援計画の様式やそれを活用した引継ぎの更なる充実に向けてご活用ください。

